

✿ 貨物概要

プラスチックを積層した人造繊維製編物から成る男子用のアノラック

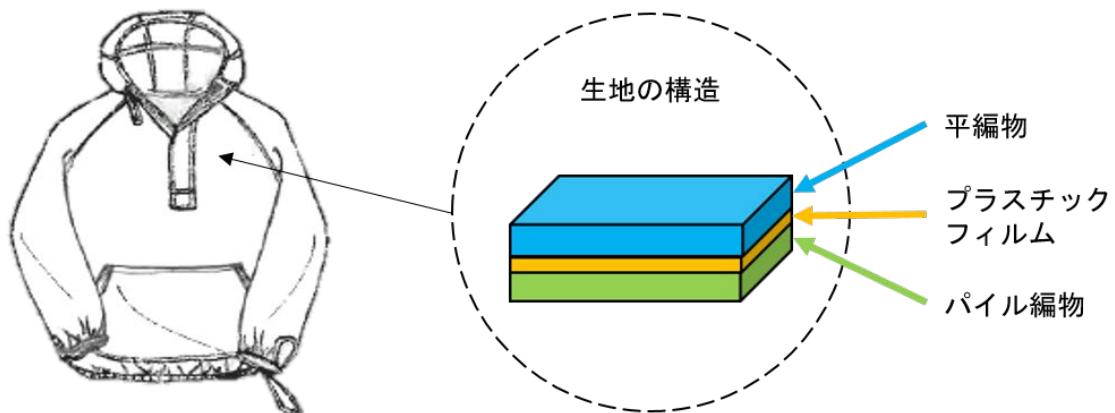
性 状：人造繊維製編物の間にプラスチックフィルムを挟んで接着した生地から成る、フード及びポケットを有するアノラック形状の上衣

材 質：(表 側) ポリエステル 100% 平編み

(中間層) ポリウレタン

(裏 側) ポリエステル 100% パイル編み

用 途：ワインタースポーツを行う時等に着用



✿ 分類

関税率表第 6101.30 号（統計番号 6101.30-000）の人造繊維製メリヤス編みの男子用のアノラック

✿ 分類理由

本品は、本品を構成する生地が第 59.03 項（紡織用繊維の織物類（プラスチックを積層したもの））に属する場合は第 61.13 項に分類され、同生地が第 60.01 項（パイル編物）に属する場合は第 61.01 項に分類されることから、まずは本品を構成する生地の所属を決定します。

本品を構成する生地は、ポリエステル製の平編物とパイル編物の間にプラスチックフィルムを挟んで接着、結合したものです。

第 59 類注 1 の規定により、第 60.01 項のパイル編物は、第 59 類における「紡織用繊維の織物類」に含まれません。

よって、本品を構成する生地は、第 59.03 項には属さず、第 60 類注 1 (c) ただし書きの規定により、メリヤス編みのパイル編物として第 60.01 項に属します。

したがって、本品は、第 61.13 項には分類されず、第 61.01 項に属します。本品は、正面で左を右の上にして閉じる衣類であることから、第 61 類注 9 の規定により男子用のものと認められ、人造繊維製メリヤス編みの男子用のアノラックとして、上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）